
第2節 二次保健医療圏の設定

1 二次保健医療圏設定の基本的な考え方

ア 基本的な考え方

二次保健医療圏とは、高度・特殊な医療を除く一般的な入院医療サービス等の提供が可能な圏域のことです。

圏域の設定に当たっては、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における一般の入院医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定することとされています。

なお、圏域見直しの検討に当たっては、全国に先行した高齢化・過疎化の進行など本県の地域特性も考慮しています。

イ 二次保健医療圏の見直しの検討に当たっての視点

- ・ 一定規模の人口及び面積を有するか
- ・ 一定時間内に医療機関へのアクセスが可能な区域であるか
- ・ 一定以上の入院医療が充足されているか
- ・ 二次救急医療が提供されている区域であるか
- ・ 医療連携体制の構築が可能な区域であるか など

ウ 見直しの検討結果

次の理由から、いずれの圏域も現行の二次保健医療圏を維持することが適当と判断しました。

【主な理由】

- ・ 平成20年3月に、二次保健医療圏を12から9に見直したが、これ以降の域内入院患者の充足率や救急搬送体制の状況などからみて圏域を見直すべき情勢変化がないこと。
- ・ 隣接する圏域と統合する場合、面積の広大化等により、救急を含めた医療機関へのアクセスや医療連携体制の構築などに支障が生じる可能性があること。

2 二次保健医療圏の区域

二次保健医療圏の区域は、これまでどおり9圏域としました。

【図表2-2-1】医療法第30条の4第2項第14号に規定する本県の二次保健医療圏の区域

二次保健医療圏		人口 (人)	面積 (km ²)
圏域名	圏域内市郡		
鹿児島保健医療圏	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 鹿児島郡	668,916	1,045.4
南薩保健医療圏	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	125,011	865.1
川薩保健医療圏	薩摩川内市, 薩摩郡	112,646	986.8
出水保健医療圏	阿久根市, 出水市, 出水郡	80,969	580.5
始良・伊佐保健医療圏	霧島市, 伊佐市, 始良市, 始良郡	233,055	1,371.3
曾於保健医療圏	曾於市, 志布志市, 曾於郡	75,024	781.1
肝属保健医療圏	鹿屋市, 垂水市, 肝属郡	148,804	1,322.9
熊毛保健医療圏	西之表市, 熊毛郡	39,550	993.7
奄美保健医療圏	奄美市, 大島郡	104,281	1,240.3
9圏域	43市町村(19市20町4村)	1,588,256	9,187.1

人口, 面積: 令和2年国勢調査

【図表2-2-2】鹿児島県二次保健医療圏

